# 療養病床から転換した介護老人保健施設における夜勤時間帯の看護職員の配置基準②

## 小規模施設における配慮

○現在の介護老人保健施設における夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準では、入所者数が40人以下の小規模の介護老人保健施設については、

■常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が１以上

とされており、必ずしも看護職員が対応することとはされていない。

○したがって、入所者数40人以下の施設について、１名以上の看護職員を配置している場合には、41人以上の施設と同様の評価を行うが、夜間の看護職員の配置が困難な場合については、「常時、看護職員とのオンコールによる緊急連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保している」場合も評価することとしてはどうか。